

関係各位

財団法人日本船員福利雇用促進センター

船舶料理士試験のご案内

船舶料理士試験は、当センターが国土交通大臣の登録を受けた試験として実施するものですが、平成 22 年度から受験者の乗船履歴要件の一部が変更され、船内における調理に関する業務を適正に行う能力に関する証明書の提出が困難な場合であっても、所定の講習を修了することにより、受験できることとなりました。

これに伴い、受験資格および受験申込み方法等の一部が変更されました。受験に際しては、以下に従い、提出書類の準備等をされますようお願いいたします。

また、受験当日の注意事項につきましてもご留意されますようお願いいたします。

記

1. 試験内容

(1) 筆記試験(英文・3 時間)

- ① 試験科目: 食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論
- ② 試験方法: 主として択一式で行う。

(2) 実技試験

- ① 試験科目: 日本料理(含む基礎課題)、西洋料理、中華料理
- ② 試験方法: 各科目ごと(日本料理 40 分、西洋料理 30 分、中華料理 20 分)で 2 人前の料理を調理して 1 人前を提出する。調理の出来上がり、盛り付け、調理器具の取扱および衛生への配慮等で採点する。

2. 受験資格

受験者は以下の事項を満足しなければなりません。

(1) 年齢要件

試験日において 20 歳以上であること。

(2) 次に掲げる①または②いずれかの要件を満たす者。

① 船内において必要な能力を認めてもらう場合

船内における調理に関する業務を適正に行う能力を有することを二人以上の船長に、合計 1 年以上の期間に亘り証明されていること。この場合において、当該船長が外国人であるときには、船長に加えて日本人の船舶職員に認められていること。

② 能力評価実施機関等(※)において必要な能力を認めてもらう場合

- i 試験日前 10 年以内に船舶に乗り組んで 3 年以上専ら調理に関する業務に従事した経験を有すること。および
- ii 能力評価実施機関等により、必要な能力を有すると認められていること。

* NYK-FIL Maritime E-training Inc 殿、MOL Training Center 殿および K Line Maritime Academy Philippines 殿が、能力評価実施機関等として国土交通省に認定されることとなりました。

3. 受験申込み方法

次に掲げる書類に、受験料を添えて当センター本部事務所(東京)に郵送または直接提出して下さい。

(1) 船舶料理士登録試験申請書(第 1 号様式)

船舶料理士登録試験申請書(第 1 号様式)は以下のとおり記入して下さい。

① 調理業務に係る能力証明欄

調理業務に係る能力を、1. 2 名以上の日本人船長等により証明する場合は 1 を、2. 能力評価実施機関等の証明書による場合は 2 を○で囲んで下さい。

② 氏名の記入方法について

－船員手帳(オレンジブック)所持者は、その記載通り記入願います。
－船員手帳(同上)を所持しない者の氏名記載方法は、パスポートに基づき以下のとおり記入願います。

- ① Given Name(First Name)をフルスペルで記入願います。
- ② Middle Name(First Name と Family Name の間の名前) 頭文字のみで記入願います。
例) Fernandez の場合は、「F.」と記入。この場合のフリガナは、「エフ」と記入。
- ③ Surname(Family Name or Last Name)をフルスペルで記入願います。

－地方運輸局に対する船舶料理士資格の申請の際に、氏名のフリガナが必要ですので、次の例のとおりカタカナで記入願います。

(例)

ロ ニ ー デイー ダ ミ ア ン
RONNIE D. DAMIAN

(2)写真

写真(最近6ヶ月以内撮影)、正面、脱帽、上半身、縦4センチメートル、横3センチメートルのもの(裏面に氏名を記載)を1葉。

(3)旅券(パスポート)の写し(受験者の氏名、生年月日、国籍が記載されているページ)1通

(4)船員手帳(オレンジブック)の写し(1通)

船員手帳を一度でも取得した者が受験する場合は、その有効期限の有無に拘わらず、その写しを必ず送付して下さい。同船員手帳を一度も取得したことがない場合は不要です。

(注) 各運輸局には「登録公認業務管理システム」があり、パソコン上でデータベースにアクセスして、同手帳既取得者氏名の検索が可能です。取得済にもかかわらずこの写しが添付されない場合、交付申請書の記載氏名が、船員手帳の表記(運輸局登録氏名)と違っている場合、船員手帳写しの提出に加え、各申請書類の氏名変更のための差し替え等々により、証明書の発給までに、不要の手間と時間を要しますので、充分ご注意願います。

(5)乗船履歴表(第2号様式)

乗船履歴表(第2号様式)は以下のとおり記入ください。但し、本試験の合格証明書発給後に国土交通省に自社で船舶料理士資格の申請を行う場合は、乗船履歴表(第2号様式)の写しを当センターに提出して下さい。

－船内において必要な能力を認めてもらう場合

試験日前10年以内に船舶に乗り組んで1年以上、専ら調理に関する業務に従事した履歴を記入すること。

－能力評価実施機関等において必要な能力を認めてもらう場合

試験日前10年以内に船舶に乗り組んで3年以上、専ら調理に関する業務に従事した履歴を記入すること。

但し、外国船の乗船履歴については、当該国の船員手帳の写真の頁の写しと、その船員手帳番号が照合出来る形の雇入・雇止公認の頁の写しを1セットで乗船履歴表の記載事項証明として添付願います。乗船履歴が、複数の船員手帳に亘る場合は、其々の手帳について上述写真の頁及び公認の頁をセットにし、添付願います。

－乗船履歴表の余白欄下部に、会社名、責任者(部長相当職以上)の職位、署名、証明用の公印(私印は不可)により、「上記、乗船履歴は、船員手帳との整合により、相違ないことを証明」して下さい。

(6)船内における調理に関する業務を適正に行う能力を有することを証する書類

以下の(イ)または(ロ)のいずれかによる書類の提出が必要です。

(イ)2名以上の船長による能力の証明

船内における調理に関する業務を適正に行う能力を有することを証する書類(第3号様式)を提出するにあたっては、以下の事項につきご注意ください。但し、能力評価実施機関等において必要な能力を証明する場合は、この書類(第3号様式)を提出する必要はありません。

- ① この証明は、受験者と同じ本船に乗船していた2名以上の日本人船長(船長が外国人の場合は日本人船舶職員の証明を追加)が行うことが求められています。
よって、陸上で船舶管理などを行う、運航管理者、SIなどによる証明は認められません
- ② 能力証明期間は合計1年以上となっております。1年に満たない場合は受験資格を満たさないこととなります。
- ③ この証明は、2名以上の船長による必要がありますが、乗船期間が同じ証明書を2枚、異なる証明者名で提出した場合は、単一の証明書とみなされますので、乗船期間の記入には十分注意願います。
- ④ 陸上で船舶管理などを行う、運航管理者、SIなどによる証明は認められません

(ロ)能力評価実施機関等において調理業務に関する能力を証明する場合

以下の書類を提出してください。但し、以下の書類は試験日当日に提出してもかまいません。

- ① 能力評価実施機関等が発行した修了証明書(英文)の原本
- ② 日本語で書かれた、食品の種類及び調理方法について、日本人の嗜好を考慮して食事の提供を行う能力を有していることを日本人(1名)により認められていることを証する書類の原本

(7)郵送により申請を行うときは、受験票返信用A4封筒(宛先記載)に切手を貼付(簡易書留相当分)したものを2枚送付してください。

4.受験料:75,000円(申込書提出時に銀行振込み)

- 受験申請書類発送と同時に振り込み手続きをお願いします。
- 受験料入金が確認出来ない場合は、申請を受理致しません。申請書が完備していても受理致しません。また振込手数料は受験者負担とさせていただきます。

銀行名:みずほ銀行虎ノ門支店

口座番号:普通 2391668

口座名義:(財)日本船員福利雇用促進センター

尚、一旦納入された受験料は、試験を実施しなかった場合を除き、如何なる理由があっても返金致しません。

5.合格発表:当センターのホームページで発表します。また、試験合格者には合格証明書を交付します。

6.受験日当日の注意事項

受験者は、受験日当日に、受験者確認のために受験票を持参してください。また、能力評価実施機関等において調理業務に関する能力を証明する場合であって、受験申請の際に以下の書類を提出できない場合は、試験日当日に必ず持参してください。なお、これら書類を持参しない場合、受験は認められませんので、ご注意ください。

- ① 能力評価実施機関等が発行した修了証明書の原本
- ② 食品の種類及び調理方法について、日本人の嗜好を考慮して食事の提供を行う能力を有していることを日本人(1名)により認められていることを証する書類の原本

* 本試験の合格証明書発給後に国土交通省に自社で船舶料理士資格の申請を行う場合、上記①および②に記載する証明書の原本は、合格証明書とともに返却されます。

7.その他

受験申請書の提出は、代理人でも行うことができます。

以上